

● 独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書

（平成13年4月1日 制定）

改正 平成16年 4月 1日

改正 平成17年 月 日

改正 平成18年 2月28日

改正 平成18年 4月25日

改正 平成18年 6月14日

改正 平成20年 3月31日

改正 平成20年12月18日

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 業務の方法

第1節 機構法第14条第1項に規定する業務（第4条－第14条）

第2節 機構法第14条第2項に規定する業務（第15条－第18条）

第3節 機構法附則第9条に規定する業務（第19条－第22条）

第3章 業務委託

第1節 研究開発の業務委託（第23条－第37条）

第2節 基盤技術研究の業務委託（第38条－第42条）

第3節 金融機関等への業務委託（第43条）

第4節 その他の業務委託（第44条）

第4章 競争入札その他の契約に関する基本的事項（第45条）

第5章 手数料の納付（第46条－第48条）

第6章 その他研究機構の業務の執行に関して必要な事項（第49条－第51条）

第7章 雑則（第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究

機構（以下「研究機構」という。）が実施する業務（特定業務（独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」という。）第14条第2項第1号に規定する業務、同項第4号に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号。以下「通信・放送開発法」という。）第6条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務に限る。）、機構法附則第9条第2項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成3年法律第27号。以下「電気通信基盤法」という。）第6条第1号に規定する業務及びこれに附帯する業務に限る。）及び法附則第9条第3項に規定する業務）を除く。）の方法について、基本的事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 研究機構は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、民間において行われる通信・放送基盤技術に関する試験研究の促進、通信・放送事業分野に属する事業の振興等の業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と緊密な連携のもとに、独立行政法人情報通信研究機構が業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき、その業務を総合的に行い、公正かつ効率的、効果的な運営を期するものとする。

（用語）

第3条 この業務方法書において使用する用語は、通則法、機構法、基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号。以下「基盤技術研究法」という。）、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成13年法律第44号。以下「通信・放送融合技術法」という。）、通信・放送開発法、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号。以下「障害者利用円滑化法」という。）及び電気通信基盤法並びにこれらに基づく命令において使用する用語の例による。

2 この業務方法書において「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権及び品種登録を受ける権利その他これらに類するものをいうものとする。

## 第2章 業務の方法

### 第1節 機構法第14条第1項に規定する業務

(情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発等)

第4条 研究機構は、機構法第14条第1項第1号に規定する情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発に関する事項及び機構法第14条第1項第2号に規定する宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものの実施に関する業務について、調査、研究及び開発を実施する。なお、民間・大学等の研究開発能力を活用することによりその効果的な推進を図ることができる場合には、優れた識見を持つ民間・大学等の研究者を結集して、これらの研究者に当該研究及び開発を実施させるものとする。

(周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報)

第5条 研究機構は、機構法第14条第1項第3号に規定する周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関する業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 国際的に同等性を承認されうる設定方法に基づき、周波数標準値を設定する。
- (2) 国際的に調整された周波数帯の電波を用い、標準電波を発射する。
- (3) 我が国の標準時についてその公共的重要性にかんがみ、能率的かつ効果的に通報する。

(電波の伝わり方についての観測、予報及び異常に関する警報の送信等)

第6条 研究機構は、機構法第14条第1項第4号に規定する電波の伝わり方についての観測、予報及び異常に関する警報の送信等の業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 電波の伝わり方について、国際的に合意された基準に基づき、能率的かつ効果的に観測を行う。
- (2) 電波の伝わり方の予報及び異常に関する警報の送信及びその他の通報を広く一般に能率的かつ効果的に実施する。

(無線設備の機器の試験及び校正)

第7条 研究機構は、機構法第14条第1項第5号に規定する無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び校正について、以下のとおり実施する。

- (1) 無線機器型式検定規則（昭和36年郵政省令第40号）第6条第1項本文に規定する試験を行う。
- (2) 前号に掲げる試験以外の無線設備の機器の試験を行い、試験成績書を交付する。
- (3) 電波法（昭和25年法律第131号）第102条の18第1項及び測定器等の校正に関する規則（平成9年郵政省令第74号）に規定する測定器等の校正を行う。

(4) 前号に掲げる測定器等以外の無線設備の機器の較正を行い、較正成績書を交付する。

(前3条の業務に関連する技術の調査、研究及び開発)

第8条 研究機構は、機構法第14条第1項第6号に規定する前3条の業務について、必要な技術の調査、研究及び開発を実施する。

(第4条及び第8条の業務に係る成果の普及)

第9条 研究機構は、機構法第14条第1項第7号に規定する業務について、中期計画に基づき、次の各号に掲げる方法により、調査、研究又は開発の成果の普及を行う。

- (1) 調査、研究又は開発の成果に関する発表会を開催すること。
- (2) 調査、研究又は開発の成果に関する報告書を作成し、これを頒布すること。
- (3) 調査、研究又は開発の成果として取得した知的財産権を実施させること、又は譲渡すること。
- (4) 調査、研究又は開発の成果に関する技術指導を行うこと。
- (5) 調査、研究又は開発の成果を利用した試作品を頒布すること。
- (6) その他事例に応じて最も適当と認められる方法

2 前項第1号に規定する調査、研究又は開発の成果に関する発表会は、原則公開により、定期に開催するほか時宜に応じて開催する。

3 第1項第2号に規定する調査、研究又は開発の成果に関する報告書は、定期的に及び時宜に応じて作成し、これを一般に頒布する。この場合において、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

4 知的財産権を他に実施させる、又は譲渡するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

5 技術指導を行うときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

6 試作品を頒布するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収することができる。

(高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備の整備等)

第10条 研究機構は、機構法第14条第1項第8号に規定する高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供する業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 民間では整備することが困難である高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備であって、高度通信・放送研究開発を行う者の

共用に供されるもの（以下「高度通信・放送研究開発共同利用施設」という。）を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供する。

- (2) 高度通信・放送研究開発共同利用施設については、当該施設が広く高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供されるよう適切な利用料の設定等その適切な整備・運営がなされ、当該施設が地域社会の発展に寄与することに配慮するものとする。

（高度通信・放送研究開発の実施に必要な資金に係る助成金の交付）

第11条 研究機構は、機構法第14条第1項第9号に規定する高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資する研究開発（以下「先進技術型研究開発」という。）推進のための助成金の交付については、以下のとおり実施する。

- (1) 先進技術型研究開発の実施に必要な資金に充てるため、当該研究開発を行う者に対し、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。
- (2) 前号の助成金の額は、別に交付要綱で定める額を限度とする。

（高度通信・放送研究開発に関する研究者の海外からの招へい）

第12条 研究機構は、機構法第14条第1項第10号に規定する海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいする業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 招へい計画を策定するとともに招へいする研究者を選考するものとする。
- (2) 招へいた研究者に対し必要に応じ本邦滞在に関する支援を行う。
- (3) 招へいの期間は、1年以内とする。ただし、研究機構が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（通信・放送事業分野に関する情報の収集、調査及び研究並びにその成果の提供等）

第13条 研究機構は、機構法第14条第1項第11号に規定する情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずる。

（附帯業務）

第14条 研究機構は、機構法第14条第1項第12号に規定する機構法第14条第1項第1号から第11号までの業務を効率的かつ効果的に実施するために附帯して必要となる関連業務を実施する。

## 第2節 機構法第14条第2項に規定する業務

（通信・放送基盤技術に関する試験研究の促進）

第15条 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する民間において行われ

る通信・放送基盤技術に関する試験研究（以下「基盤技術研究」という。）の促進に関する業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 業務の運営に当たっては、基盤技術研究法第6条の規定に基づき総務大臣及び経済産業大臣が定める基本方針に従って実施する。
- (2) 業務の実施に当たっては、民間の創意工夫を活用するとともに、民間の試験研究活動の自主性を尊重し、資金の効率的使用に配慮しつつ、その業務の円滑かつ効率的運営を期する。

2 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する業務のうち、基盤技術研究法第7条第1号に規定する基盤技術研究の委託に関する業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 民間の発意を尊重して研究の対象となる研究開発課題を広く政府等（政府及び通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者から公募し、外部の有識者による評価に基づき選定し、提案者に委託する。
- (2) 前号において選定する基盤技術研究は、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもののうち、短期的には収益が期待できないなどリスクが非常に高く、民間のみでは実施が困難な研究開発課題を対象とする。
- (3) 委託した基盤技術研究について、中間時にその研究開発課題ごとに外部の有識者による評価を実施し、その評価結果に応じて当該基盤技術研究の見直し等を行う。また、当該基盤技術研究の終了時に評価を行うとともに終了後においても定期的に追跡調査を行う。
- (4) 第1号及び前号の評価における手法及び基準を公表するとともに、適宜国民生活や国民経済における意義、技術革新動向等を反映した見直しを行う。
- (5) 委託した基盤技術研究により得られた成果の普及を行うとともに、実用化に向けたサポート等、民間事業者における活用の促進に努める。
- (6) 委託した基盤技術研究から得られた成果の事業化により、受託者（原則として、再受託者を含む。第39条において同じ。）が売上げ（実施許諾による収入を含む。第39条及び第40条において同じ。）を発生させた場合は、別に定める計算方法による金額を当該受託者から研究機構に報告させ、納付額の確定の後、納付させるものとする。

3 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する業務のうち、基盤技術研究法第7条第2号に規定する海外から通信・放送基盤技術に関する研究者を招へいする業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 民間資金による公益信託の運用益等により海外から通信・放送基盤技術に関

する研究者を招へいする事業（以下「国際研究協力ジャパントラスト事業」という。）を行う。

(2) 第12条各号の規定は、国際研究協力ジャパントラスト事業について準用する。

4 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する業務のうち、基盤技術研究法第7条第3号に規定する通信・放送基盤技術に関する情報の収集、整理及び提供の業務について、適切に実施する。

5 研究機構は、機構法第14条第2項第2号に規定する業務のうち、基盤技術研究法第7条第4号に規定する通信・放送基盤技術に関し、基盤技術研究の促進に資するために必要な調査の業務について適切に実施する。

6 第14条の規定は、前4項に規定する業務の附帯業務について準用する。

(通信・放送融合技術の開発に係る助成金の交付、システムの整備等)

第16条 研究機構は、機構法第14条第2項第3号に規定する業務のうち、通信・放送融合技術法第4条第1号に規定する通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金の交付について、同法第3条に規定する基本方針に従って、以下のとおり実施する。

(1) 通信・放送融合技術開発の実施に必要な資金に充てるため、当該技術開発を行う者に対して、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。

(2) 前号の助成金の額は、当該助成対象経費の3分の2に相当する額を限度とする。

2 研究機構は、機構法第14条第2項第3号に規定する業務のうち、通信・放送融合技術法第4条第2号に規定する通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術開発を行う者の共用に供する業務を実施する。

3 第14条の規定は、前2項に規定する業務の附帯業務について準用する。

(通信・放送新規事業の実施に必要な資金に係る助成金の交付)

第17条 研究機構は、機構法第14条第2項第4号に規定する業務のうち、通信・放送開発法第6条第1項第3号に規定する通信・放送新規事業推進のための助成金の交付について、以下のとおり実施する。

(1) 通信・放送新規事業の実施に必要な資金に充てるため、当該事業を実施する者に対して、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。

(2) 前号の助成金の額は、当該助成対象経費の2分の1に相当する額（その額が交付要綱で定める額を超えるときは、当該交付要綱で定める額）を限度とする。

2 第14条の規定は、前項に規定する業務の附帯業務について準用する。

(通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に係る助成金の交付等)

第18条 研究機構は、機構法第14条第2項第5号に規定する業務のうち、障害者利用円滑化法第4条第1号に規定する通信・放送身体障害者利用円滑化事業推進のための助成金の交付について、以下のとおり実施する。

- (1) 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるため、当該事業を実施する者に対して、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。
- (2) 前号の助成金の額は、当該助成対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で交付要綱で定める額を限度とする。
- (3) 機構法附則第14条第2項に基づく繰入金に係る助成は公益法人が行う字幕番組及び解説番組の制作に対するものに限る。

2 研究機構は、機構法第14条第2項第5号に規定する業務のうち、障害者利用円滑化法第4条第2号に規定する通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じる。

3 第14条の規定は、前2項に規定する業務の附帯業務について準用する。

### 第3節 機構法附則第9条に規定する業務

(衛星放送受信設備の設置に係る助成金の交付)

第19条 研究機構は、機構法附則第9条第1項に規定する業務について、以下のとおり実施する。

- (1) 難視聴地域において日本放送協会の衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対して、別に交付要綱の定めるところにより、助成金を交付する。
- (2) 前号の助成金の額は、当該助成対象経費の4分の1に相当する額とする。ただし、助成対象設備により衛星放送を受信する世帯数に2万5千円を乗じて得た額を限度とする。

2 第14条の規定は、前項に規定する業務の附帯業務について準用する。

(施設整備事業に必要な資金の借入れに係る利子助成金の交付)

第20条 研究機構は、機構法附則第9条第2項に規定する業務のうち、電気通信基盤法第6条第2号に規定する施設整備事業推進のための利子助成金の交付について、次のとおり実施する。

- (1) 施設整備事業の実施に必要なものとして貸付けを受けた資金に係る利子の支払いに充てるため、当該事業を実施する者に対して、別に交付要綱の定めるところ

により、助成金を交付する。

- (2) 前号の資金の貸付けは、電気通信基盤法第6条第2号の規定に基づく政令で定めるものに限る。
- (3) 利子助成金の交付の対象となる貸付額は、融資機関が貸し付けた金額の2分の1に相当する額の範囲内で、交付要綱で定める施設整備事業が行われる地域の区分に応じ、当該交付要綱で定める額を限度とする。
- (4) 利子助成金の交付額は、融資機関ごとに利子助成金の交付の対象となる貸付額（以下「対象貸付額」という。）に係る元本残高に年2%を乗じて算出した額の範囲内とする。この場合において、当該貸付けの利率から当該利子助成金の交付額を対象貸付額に係る元本残高で除した率を減じた率（次号において「助成後利率」という。）が2.5%以上となるようにしなければならない。
- (5) 前号の規定にかかわらず、当該貸付けの利率から2.5%を減じた率が1%を下回る場合にあっては、当該貸付けが行われた年度から5年間に限り、当該利子助成金の交付額は、対象貸付額に係る元本残高に年1%を乗じて算出した額の範囲内とする。この場合において、助成後利率が2%以上となるようにしなければならない。
- (6) 当該貸付けの対象となる施設が次のアからキまでに掲げるいずれかの地域において整備される場合における前2号の適用については、前2号中「2.5%」とあるのは「2.1%」と、前号中「2%」とあるのは「1.6%（当該貸付けが行われた日において償還期間、据置期間及び償還方法が当該貸付けに相当する財政融資資金貸付金に適用される利率が1.6%を下回る場合にあっては、その利率）」とする。
  - ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
  - イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき指定された豪雪地帯
  - ウ 辺地に係る公共施設の総合調整のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
  - エ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
  - オ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
  - カ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する

る法律（平成5年法律第72号）第2条第4項に規定する特定農山村地域  
キ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に  
規定する過疎地域、同法第32条の規定により読み替えて適用される同法第  
2条第1項に規定する過疎地域及び同法第33条の規定に基づき過疎地域と  
みなして同法の適用を受ける地域

（7） 利子助成の期間は、当該貸付けの償還期間を上限とする。

2 第14条の規定は、前項に規定する業務の附帯業務について準用する。

（通信・放送承継業務に係る債権の管理及び回収）

第21条 研究機構は、機構法附則第9条第5項に規定する基盤技術研究促進センター  
（以下「基盤センター」という。）が実施した基盤技術研究に必要な資金の貸付けに  
係る債権であって独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成14年  
法律第134号）附則第3条第1項の規定により承継したものについて、当該債権の  
回収が終了するまでの間、以下のとおり当該債権の管理及び回収の業務を実施する。

（1） 基盤技術研究に必要な資金（主として応用研究段階から実施する試験研究に  
必要なものであって、（2）に該当しないものに限る。）の貸付けに係る債権  
（以下「一般融資債権」という。）の管理及び回収を次のとおり行う。

ア 据置期間（貸付けに係る試験研究が終了するまでの期間で、第1回目の貸  
付けを実施した日から原則として5年以内とし、この期間中は利息を付さな  
い。（第2号アにおいて同じ。））経過後の利息については、貸付契約時の  
財政融資資金貸付金利（平成13年3月31日までに基盤センターが行った  
貸付けについては、貸付契約時の資金運用部貸付金利。第2号アにおいて同  
じ。）に相当する金利に当該試験研究の成功度に応じて細則で定める係数を  
乗じて算出された利率によるものとする。

イ 貸付けの負担金として、当該試験研究の成功度に応じて算出される金額を  
徴収するものとする。

ウ イに規定する負担金の計算方法は、細則に定めるところによる。

エ 貸付金の償還期限は、据置期間が終了した時点から原則として10年以内  
とする。

オ 貸付金の償還方法は、原則として年2回の分割償還によるものとする。

カ 債権保全上必要と認められる場合には、担保を徴するものとする。

（2） 基盤技術研究に必要な資金（主として応用研究段階から実施する試験研究の  
うち、試験研究による成果の企業化が確実に図られると見込まれるものに必要  
なものに限る。）の貸付けに係る債権（以下「特別融資債権」という。）の管

理及び回収を次のとおり行う。

ア 貸付けの据置期間経過後の利息については、貸付契約時の財政融資資金貸付金利に相当する利率によるものとする。

イ 前号イから前号カまでの規定は、特別融資債権について準用する。

ウ 貸付けに係る試験研究の成果が企業化された場合は、その売上金の一部を売上納付金として研究機構に納付させる契約を結ぶものとする。

エ ウに規定する売上納付金の計算方法は、細則の定めるところによる。

オ ウの規定により売上納付金として納付させる額の限度額は、当該貸付金に相当する額とする。

カ ウに規定する売上納付金の納付期間は、契約を結ぶ事業年度から起算して10年間とする。ただし、オに規定する納付金の限度に達した年度の翌年度以降の期間については、納付することを要しない。

(3) 前2号に規定する債権の管理及び回収について、必要と認めるときは、機構法附則第10条第1項の規定に基づき、当該業務の全部又は一部を金融機関又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第3項に規定する債権回収会社（以下「債権回収会社」という。）に委託することができる。

(4) 第1号及び第2号の債権の回収に関して、当該債権の債務者が債務の弁済を延滞する等貸付けに係る契約（第1号及び第2号に規定する債権に係る負担金契約を含む。）の履行について支障を生じ、かつ、担保による債務の履行が不可能であることが明確であって、当該債権の管理及び回収に要する費用が債権の回収総額を上回ると認められるものに限り、当該債権を債権回収会社に入札により売却することができる。

（前条の業務の附帯業務）

第22条 第14条の規定は、前条に規定する業務の附帯業務について準用する。

### 第3章 業務委託

#### 第1節 研究開発の業務委託

（業務委託の基準）

第23条 研究機構は、第4条及び第8条の規定にかかわらず、第4条に規定する研究及び開発並びに第8条に規定する研究及び開発（以下この章において「研究開発」という。）の一部を研究機構以外の者に委託することにより効率的に当該研究開発を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果を得

られることが十分期待される場合には、当該研究開発を委託することができる。

(受託者の選定)

第24条 研究機構は、前条の規定に基づき、研究開発の一部を委託しようとするときは、当該委託する研究開発（以下「委託研究」という。）を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託研究の内容、実施方法、所要期間、経済性等を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定するものとする。

(再委託)

第25条 研究機構は、受託者に対し当該委託研究を他の第三者に再委託させてはならない。ただし、その一部について研究機構がその必要を認めて承認した場合はこの限りではない。

(契約の方法)

第26条 研究機構は、受託者と研究開発の委託の契約をするときは、委託研究についての課題名、内容、実施方法、実施場所、実施期間、契約金額、支払いの時期及び方法、契約の変更及び解除の条件、委託研究完了の認定方法、知的財産権の帰属、成果の取扱いの方法その他研究開発の委託に関し必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。

(契約金額)

第27条 契約金額は、当該委託研究の実施に要すると認められる経費の額とする。

2 研究機構は、契約金額を算定するときは、別に定める経費算定の基準によるものとする。

(委託研究の管理)

第28条 研究機構は、必要に応じ、受託者から委託研究の進捗状況等を報告させ、又は必要な指示を与えるなど委託研究の実施管理上必要な措置を講ずるものとする。

(成果等の発表又は公開)

第29条 研究機構及び受託者は、委託研究の実施期間中において、委託研究の内容又は成果を研究機構及び受託者以外の者に知らせようとするときは、契約書に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ相手方と協議しなければならない。

2 研究機構は、委託研究の終了後に当該委託研究の成果を公表するに当たって、受託者が業務上の支障があるため、研究機構に対し成果を公表しないよう申し入れたときは、受託者の利害に関係ある事項についてその結果を公表しないことができる。

3 受託者は、委託研究の終了後、その成果を公表しようとするときは、契約書において別段の定めがある場合を除き、あらかじめ研究機構と協議しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第30条 研究機構は、受託者が委託研究を実施することにより知的財産権を得た場合において、当該知的財産権について、次の各号のいずれにも該当するときは、その知的財産権を受託者から譲り受けないものとする。

- (1) 委託研究の成果が得られた場合には、遅滞なく、研究機構にその旨を報告することを受託者が約すること。
- (2) 総務大臣の要請に応じて、研究機構が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国又は研究機構に許諾することを受託者が約すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用しないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務大臣の要請に応じて、研究機構が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾することを受託者が約すること。

2 研究機構は、受託者が委託研究を実施することにより知的財産権を得たとき、前項で規定する場合を除き、当該知的財産権の一部を無償で承継し、受託者と共有するものとする。ただし、受託者の共有持分は2分の1を上限とする。

3 研究機構は、受託者が委託研究を実施することにより知的財産権を得た場合において、受託者からの申し出があるときは、前2項の規定にかかわらず、その申し出に係る知的財産権を無償で譲り受けることができるものとする。

(知的財産権の実施)

第31条 知的財産権が共有に係るときは、研究機構は、研究機構及び受託者以外の者に当該知的財産権に係る非独占的な実施の許諾（以下「非独占的实施権の許諾」という。）を受託者の同意を得て行うことができる。この場合、研究機構は、受託者にあらかじめ同意義務を課すものとする。

2 知的財産権を共有する受託者が、研究機構及び当該受託者以外の者に当該知的財産権に係る非独占的实施権の許諾を行おうとするときは、研究機構の同意を得なければならないものとする。

3 研究機構は、知的財産権を共有する受託者が自ら知的財産権を実施する場合又は受託者以外の者に非独占的实施権の許諾をする場合は、実施者と実施に関する契約を締結するものとし、研究機構の持分に応じた実施料を徴収するものとする。

(受託者の職務発明)

第32条 研究機構は、受託者に対し、受託者の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）が行った発明等に係る知的財産権を従業員等から受託者が承継するため

に必要な措置をとらせるものとする。

(共有持分の算定基準等)

第33条 第30条第2項の規定に基づく共有持分の算定基準その他共有に係る必要な事項は、研究機構が別に定めるものとする。

(再委託の場合の知的財産権の取扱い)

第34条 研究機構が第25条ただし書きの規定により再委託を承認した場合は、当該再委託の成果に係る知的財産権の取扱いに関し、再委託を受けた者について第30条から前条までの規定を準用する。

(研究機構が特に指示する成果の取扱い)

第35条 研究機構は、第30条から前条までに定めるもののほか、受託者が委託研究を実施した結果得られる成果のうち、研究機構が特に指示するものについては、知的財産権に準じて取り扱うものとする。

(財産の所有権の帰属)

第36条 研究機構は、受託者が委託研究の契約に基づいて製造し、又は取得した財産(研究機構が指定するものを除く。)の所有権を研究機構に帰属させるものとする。

(国等に関する特例措置)

第37条 研究機構は、国又は国に準ずる機関に研究開発の委託をする場合(受託者が第25条ただし書きの規定により研究機構の承認を受けて国又は国に準ずる機関に再委託をする場合を含む。)であって第23条から前条までの規定により難しいものがあるとき、又はこれらの者以外の者に委託する場合であって当該委託研究の遂行上特別の事由により第23条から前条までの規定により難しいものがあるときは、次に定めるところにより、契約することができるものとする。

- (1) 契約金額については、第27条第2項の規定にかかわらず、受託者の定める基準等により算定した金額によることができるものとする。
- (2) 成果等の発表又は公開については、第29条の規定にかかわらず、受託者がこれを行うことを認めることができるものとする。
- (3) 当該委託研究を実施することにより生じた知的財産権については、第30条の規定にかかわらず、受託者に帰属することを認めることができるものとする。ただし、研究交流促進法(昭和61年法律第57号)第7条に基づきその成果に係る国有の特許権又は実用新案権の一部について譲与を受けることができるものとする。
- (4) 財産の所有権の帰属については、第36条の規定にかかわらず、受託者に帰

属することを認めることができるものとする。

- (5) 前各号に定める事項以外の事項について、受託者の受託研究の取扱いに関する規則等において特別の定めがある場合は、これによることができるものとする。

## 第2節 基盤技術研究の業務委託

### (再委託)

第38条 研究機構は、受託者に対し、あらかじめ承認した場合は、当該基盤技術研究の一部を他の第三者に再委託させることができる。ただし、再委託額は委託額の2分の1を上限とする。

### (納付契約の締結)

第39条 研究機構は、基盤技術研究の委託契約を結ぶ場合には、受託者が当該基盤技術研究から得られた成果の事業化により売上げを発生させた場合にその一部を研究機構に納付させる旨の契約を結ぶものとする。

### (納付金の納付期間)

第40条 納付期間は、当該基盤技術研究に係る業務委託を実施する全期間及びそれに引き続く10年間とする。ただし、納付期間経過後であっても、なお相当程度売上げが生じている場合には、研究機構は契約の相手方と協議の上、5年を限度として、納付期間を延長するものとする。

### (準用)

第41条 第26条から第37条までの規定は、基盤技術研究の業務委託について準用する。この場合において、これらの規定中「委託研究」とあるのは「基盤技術研究」と、第34条中「第25条ただし書き」とあるのは「第38条」と、第37条中「国又は国に準ずる機関に研究開発の委託をする場合（受託者が第25条ただし書きの規定により研究機構の承認を受けて国又は国に準ずる機関に再委託する場合を含む。）」とあるのは「政府等に基盤技術研究の再委託をする場合」と読み替えるものとする。

### (通信・放送機構が採択した案件における経過措置)

第42条 通信・放送機構が採択した基盤技術研究においては、通信・放送機構における納付に関する規定は、なお効力を有する。

## 第3節 金融機関等への業務委託

### (金融関連業務の委託)

第43条 研究機構は、金融機関及び債権回収会社に対し、機構法附則第10条第1項に規定する業務の全部又は一部を委託しようとする場合には、受託しようとする者と委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その他業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

3 研究機構は、第1項の規定により委託を受けた者に対し、委託手数料を支払うものとする。

#### 第4節 その他の業務委託

##### (業務委託の基準)

第44条 研究機構は、前3節の規定に基づき委託するもののほか、自ら業務を実施するよりも委託して実施することが効率的であると認められる調査その他の業務を他に委託することができる。

2 研究機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。

3 前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その他業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第4章 競争入札その他の契約に関する基本的事項

##### (契約に関する基本的事項)

第45条 研究機構は、業務に必要な売買、貸借、請負その他の契約は、競争方式を原則とし、公正で合理的、経済的な運用を行うものとする。

2 前項の運用に当たっては、別に定めるところによるものとする。

#### 第5章 手数料の納付

##### (機器の試験及び校正の手数料)

第46条 研究機構は、第7条第2号の規定による機器の試験及び第7条第4号の規定による機器の校正を実施する場合は、実費を勘案して別に定める額の手数料を収納するものとする。

##### (無線設備の機器の校正の手数料)

第47条 研究機構は、第7条第3号の規定による校正を実施する場合は、電波法関係手数料令（昭和33年政令307号）第20条の2の規定に定める額の手数料を収納するものとする。

(校正手数料等の収納の方法)

第48条 第7条第2号に規定する試験及び第7条第3号及び第4号に規定する校正の手数料は、申請者が申請の際、研究機構の指定する銀行等の口座へ振り込むことにより収納するものとする。

第6章 その他研究機構の業務の執行に関して必要な事項

(調査、研究及び開発の受託)

第49条 研究機構は、依頼に応じて、調査、研究又は開発の実施について、以下のとおり受託することができる。

- (1) 受託しようとするときは、調査、研究又は開発についての内容、実施方法、実施場所、実施期間、契約金額、支払の時期及び方法、契約の変更及び解除の条件、調査、研究又は開発の完了の認定方法、知的財産の帰属、成果の取扱いの方法その他調査、研究又は開発の受託に関し必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。
- (2) 委託者の調査、研究又は開発の委託の取扱いに関する規則等において特別の定めがある場合は、これにより契約することができるものとする。
- (3) 受託するときは、別に定めるところにより、適正な対価を徴収するものとする。

(事業年度を超える交付決定)

第50条 研究機構は、運営費交付金を財源として、助成金を交付しようとする場合であって、助成金の性質、目的又は交付決定の時期からみて必要があると認めるときは、財政事情の変化による変更がありうることを条件として、事業年度を超える交付決定を行うことができる。

(研究機構業務の評価)

第51条 研究機構は、業務の効率的かつ効果的实施に資するとともに、国民に対する説明責任を全うするため、事業の進捗等に合わせた適切な時期に評価を行うものとする。

- 2 前項の評価は、外部の有識者を適切に活用する評価とする。
- 3 研究機構は、第1項の評価の結果を研究機構の業務運営に適切に反映させるため、必要な措置を講じるものとする。
- 4 研究機構は、評価の結果について国民にわかりやすい形で情報を提供するよう努めるものとする。

## 第7章 雑則

### (細則)

第52条 研究機構は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。

#### 附 則

この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成16年4月1日)

- 1 この業務方法書は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成14年法律第134号）附則第18条の規定による改正前の電気通信基盤法第6条第1項第3号の規定に基づき、通信・放送機構が行った利子助成については、研究機構がこの業務方法書第20条の規定に従い行った利子助成とみなし、同条の規定を適用する。

#### 附 則 (平成17年 月 日)

この業務方法書は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成18年2月28日)

- 1 この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この業務方法書の施行前に行われた貸付けに係る利子助成金の交付については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成18年4月25日)

この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成18年6月14日)

この業務方法書は、平成18年7月1日から施行する。

#### 附 則 (平成20年3月31日)

この業務方法書は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成20年12月18日)

- 1 この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、平成20年10月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行前に行われた貸付けに係る利子助成金の交付については、なお従前の例による。